受付番号

（様式第２号）

団 体 概 要 書

団体の名称	特定非営利活動法人　共生学舎
団体所在地	〒　630-8003 奈良市佐紀町 1360
活動の開始年月	平成 20 年　8　月
法　人　格	・あり・申　請　中・な　し　（該当するものに○印をつけてください）
認証・許可年月日	平成 20　年　10　月　29　日　　所轄：　奈良県
活動分野 （主なもの３つ程度までに○をつけて下さい）	1．保健・医療　2．福祉　3．社会教育　4．まちづくり　5．観光の振興　6．農山漁村の振興　7．中山間地域の振興　8．学術　9．文化・芸術　10．スポーツ　⑪．環境の保全　12．動物愛護　13．災害救援　⑭　地域安全活動　15．人権・平和　16．国際協力・交流　17．男女共同参画　⑱．子どもの健全育成　19．子育て支援　20．情報化社会の発展　21．科学技術　22．経済活動の活性化　23．職業能力・雇用機会　24．消費者の保護　25．団体の連携・支援　26．その他（　　　　　　）
主な活動対象地域	奈良市佐紀町、歌姫町
現在の活動内容	①　国道 24 号線下と奈良西の京斑鳩自転車道がある佐紀地区の環境美化活動　毎月２回（第一、第三日曜日） ②　伝統文化技術礼儀作法学習のためのイベント実施　年４～５回 ③　子供の食育推進のためのイベントへの参加及び実施 ④　地域住民との協業による美化活動 個人会員数　23　人　：　団体会員　1　団体　：専従職員　0　人
これまでの活動実績 （行政や企業、他団体との協働事業実績を含む）	①環境美化活動　毎月第一、第三日曜日の２回　年間　24 回 地域は国道 24 号線下の土手を中心にゴミを収集する。また、西の京に通じる自転車道がある佐紀地区農園及び竹林の整備も毎月行う。 ②伝統文化技術礼儀作法学習のためのイベント実施 竹林整備のための筍堀り、里山景観保持のための田植え、七草刈り等 ③高畑自然教室と協働して、子ども参加の田植えイベント、七草刈り等のイベントの実施。半学半教実践塾と連携して子どもの食育を推進している。 ④奈良市地域づくり推進課とアダプト・プログラムを協働して推進している。また、近隣 NPO とも連携して平城京北部地域の美化と環境保全に努めている。
寄附者へのＰＲ （寄附を活用して取り組みたい活動内容）	平城京北部に位置する佐紀地区は、緑豊かな天皇御陵に隣接するところで、また平城京、西の京に通じる自転車道があり、奈良県民の憩いの場となっています。このすばらしい里山の景観を保全し、美化に努めていくことは当法人の誇りであり、使命と認識しています。 また、最近の子どもには食べ物のアレルギーや好き嫌い等があり、いろいろな不安があります。更に、自然の植物がどのように作られ、育っているかを知らない子どもも増えています。子どもと大人が協働してこの素晴らしいならやまの地で自然に向い食物を育てる大切さを学び、実践しながら地域と一体になって佐紀地区の美化と里山の景観を維持して行くことが当法人の目標です。 この自転車道に自転車愛好家や自然散策者が増えてこの地域の活性化が図られるよう当法人のメンバーが一丸となって取組んで行きます。

受付番号

（様式第３号）

令和　5　年　12　月　1　日現在

団体役員名簿

団体名: 特定非営利活動法人　共生学舎

役職名	氏　名	住　所
理事長	大東照正	[redacted]
副理事長	日比真言	
理事	高田　満	
理事	市瀬　清	
理事	森島紹夫	
理事	中村正司	
理事	伊東秀文	
監事	田中孝尚	
監事	松田　斉	

（注）この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人　共生学舎　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　共生学舎という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は奈良県民と中でも特に、中高年令者の人々に対して ①生活生命と暮らし仕事と相談奉仕 ② 生活美化緑化環境改善　③ 伝統文化技術礼儀作法学習　④ 広報講演法話心のケアに関する事業を行い、真に充実した日暮しと安らぎの精神と扶助しあい支えあう心を中心の理念として県民の生活福祉の向上と、日常で人の生活の基本である衣食住とに関わる改善と保全の事業と支援奉仕活動を推進して、それらの専門の分野と有識者の人々の協力を得て住民と社会に貢献して寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

①保険、医療又は福祉の増進を図る活動
②社会教育の推進を図る活動
③まちつくりの推進を図る活動
④学術文化芸術又はスポーツの振興を図る活動
⑤環境の保全を図る活動
⑥災害救援活動
⑦職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１特定非営利活動に係る事業
①　生活生命と暮らし仕事相談奉仕
②　生活美化緑化環境改善保全活動
③　伝統文化技術礼儀作法学習
④　広報講演法話心のケア活動

２その他の事業
①　介護救援入浴車派遣食糧生産配達
②　町並保存と住宅改善空家管理保全

前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

①正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
②賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
③協力会員　この法人の事業と行事に参加協力した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込ものとする。理事長は、入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

奈良県
青少年・社会活動推進課
4.1.12

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出と除名されたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)　正当な理由や届けなく６ヶ月以上奉仕支援活動に参加しないとき。
（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員
（種別および定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上１１人以内
(2)　監事　１人以上３人以内
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。
（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）

奈良県
青少年・社会活動推進課
4.1.12
収受

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　事業奉仕活動に長期不参加と心身の故障等で職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第２３条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)　事業報告及び収支決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項
（開催）
第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第２５条　総会は、第２４条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第２４条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは

奈良県
青少年・社会活動推進課
4. 1. 12
収受

電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

奈良県
青少年・社会活動推進課
4.1.12
収受

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事会は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも２０日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入
（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。
（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。
（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
（予備費の設定及び使用）
第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更正）
第４７条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）

奈良県
青少年・社会活動推進課
4.1.12

第４８条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第４９条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（臨機の措置）
第５０条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。
（解散）
第５２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第５３条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、奈良県に譲渡するものとする。
（合併）
第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）
第５６条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
第５７条　附則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	安井　幸三郎
副理事長	隅井　貫治
理事	河口　誼
理事	岩永　テル
理事	松田　忍
理事	宮本　治郎

奈良県
4.1.12
収受

監事　　　　岩永　光一
監事　　　　志摩　利治

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２２年3月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条に規定にかかわらず、成立の日から平成２１年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員・賛助会員入会　　・1口　５０００円
②参加協力会員　　　　　　・1口　１０００円
年会費の分割納入も可とする。　・1口　５０００円　　但し年会費の納入と金額は任意とする。

奈良県
青少年・社会活動推進課
4.1.12
収受

令和　4　年度 事業報告書

令和　4　年　4　月　1　日から令和　5　年　3　月　31　日まで

特定非営利活動法人 共生学舎

1　事業の成果

令和 4 年度も特定非営利活動に基づく事業として周辺地域の景観保全活動と子供達への稲刈り体験を通した食育活動を行った。周辺地域の環境整備は定期的な活動を通して快適な里山景観を保ち、県道奈良・西の京・斑鳩自転車道入り口に花壇を設け季節に合った花々を植え、遊歩道沿いに花木を植栽し、サイクリングする人、散歩する人に心の安らぎを与えている。また、遊歩道に隣接する竹林をその整備計画に沿って順次整備を行い、狭い道路での安全通行の促進を行った。また同地域で管理する農園では無農薬・有機野菜栽培とお米づくりを行い、今年も多くの子供達の参加を得て稲刈りイベントを開催し食と農について啓蒙活動も実施した。

コロナ禍の終息を願いながら感染対策を怠ること無く①ならやまの景観保持②食育の輪を拡げる③一人一役・皆が主役の 3 つを目標に掲げて積極的に活動を推進した。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
① 生活生命と暮らし仕事相談奉仕	今年度実施せず					0
② 生活美化緑化環境改善保全活動	地域の環境保護と美化緑化 清掃営繕保全活動 里山保全地域貢献事業	月 2 日 20 名 週 2 日 6~7 名	平松地区を含む各農園及び竹林とその周辺	20 人	奈良県 サイクリング・スポーツ愛好者、周辺住民、里山愛好の不特定多数	255
③ 伝統文化技術礼儀作法学習	子供を中心に農作物づくり、お米づくりのイベント活動 竹林、森の環境保全のために筍堀り椎茸つくりのイベント	年 8 回	佐紀農園及び竹林	20 人 外部参加 20~30 名	奈良県他近隣の伝統文化継承者とその子供 20 名	389
④ 広報講演法話心のケア活動	今年度実施せず。					

(2)　その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額（千円）
① 介護救援入浴車派遣食糧生産配達	今年度実施せず				0
② 町並保存と住宅改善空家管理保全	今年度実施せず				0

令和４年度　活動計算書

令和４年4月1日から令和５年3月31日まで

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1．受取会費			
正会員受取会費	102,500		102,500
賛助会員受取会費	110,000		110,000
2．受取寄附金			
受取寄附金	195,225		195,225
3．受取助成金等			
活動推進事業奨励金	20,000		20,000
受取補助金	238,520		238,520
4．事業収益			
イベント商品売上高	111,810		111,810
稲作会員負担金	177,000		177,000
5．その他収益			
受取利息	1		1
雑収益			
経常収益計	955,056		955,056
Ⅱ 経常費用			
1．事業費			
（1） 人件費			
人件費計	0		0
（2） その他経費			
農業技術指導料	0		0
会議費	2,666		2,666
旅費交通費	10,080		10,080
イベント材料費	86,660		86,660
稲作材料費	138,572		138,572
消耗品費（燃料代含）	269,814		269,814
修繕費	39,442		39,442
水道光熱費	26,116		26,116
事務用品費	15,500		15,500
施設工事代	0		0
リース料、レンタル料	39,487		39,487
保険料	15,787		15,787
車両、機械費	0		0
諸会費	0		0
その他経費計	644,124		644,124
事業費計	644,124		644,124
2．管理費			
（1） 人件費			
人件費計	0		0
（2） その他経費			
御礼、お見舞い	0		0
郵便代、手数料	8,822		8,822
その他経費計	8,822		8,822
管理費計	8,822		8,822
経常費用計	652,946		652,946
当期経常増減額	302,110		302,110
Ⅲ 経常外収益			
1．固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1．過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	302,110		302,110
前期繰越正味財産額	10,426		10,426
次期繰越正味財産額	312,536		312,536

令和4年度　貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人共生学舎

（単位：円）

科目						金額		
Ⅰ	資産の部							
		1．	流動資産					
			ゆうちょ銀行預金			298,354		
			手元現金			14,182		
			流動資産合計				312,536	
		2．	固定資産					
				（1）	有形固定資産			
					車両運搬具			
					什器備品			
					有形固定資産計	0		
				（2）	無形固定資産			
					ソフトウェア			
					無形固定資産計	0		
				（3）	投資その他の資産			
					敷金			
					特定資産			
					投資その他の資産計	0		
			固定資産合計				0	
	資産合計							312,536
Ⅱ	負債の部							
		1．	流動負債					
			未払金					
			前受民間助成金					
			流動負債合計				0	
		2．	固定負債					
			長期借入金					
			退職給付引当金					
			固定負債合計				0	
	負債合計							0
Ⅲ	正味財産の部							
			前期繰越正味財産				10,426	
			当期正味財産増減額				302,110	
	正味財産合計							312,536
	負債及び正味財産合計							312,536

令和4年度　財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人共生学舎

（単位：円）

科目				金額		
Ⅰ	資産の部					
	1．	流動資産				
		現金預金				
			手元現金	14182		
			ゆうちょ銀行預金	298354		
		未収金				
			事業未収金			
		・・・・・・・・・・・・・				
		流動資産合計			312536	
	2．	固定資産				
		（1）	有形固定資産			
			什器備品			
			有形固定資産計	0		
		（2）	無形固定資産			
			ソフトウェア			
			無形固定資産計	0		
		（3）	投資その他の資産			
			敷金			
			特定資産			
			銀行定期預金			
			投資その他の資産計	0		
		固定資産合計			0	
	資産合計					312536
Ⅱ	負債の部					
	1．	流動負債				
		未払金				
			事務用品購入代			
		預り金				
			源泉所得税預り金			
				0		
		流動負債合計			0	
	2．	固定負債				
		長期借入金				
			銀行借入金			
				0		
		固定負債合計			0	
	負債合計					0
	正味財産					312536